

「健康増進法の一部を改正する法律」の関係政省令等について

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。平成30年7月25日公布）の施行に伴い、改正法で政省令に委任されている事項について定める関係政省令等が公布された。

1 公布内容

(1) 平成31年1月

- 「健康増進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（平成31年政令第5号）
- 「健康増進法の一部を改正する法律」の一部の規定の施行について（平成31年1月22日付け健発0122第1号厚生労働省健康局長通知）

<概要> 一部施行の施行期日

施行日	施行内容
平成31年1月24日	国及び地方公共団体の責務等
平成31年7月1日	学校、病院、児童福祉施設等及び行政機関庁舎の敷地内禁煙

(2) 平成31年2月

- 「健康増進法施行令の一部を改正する政令」（平成31年政令第27号）
- 「健康増進法施行令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令」（平成31年政令第28号）
- 「健康増進法施行規則等の一部を改正する省令」（平成31年厚生労働省令第17号）
- 「健康増進法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定するたばこ」（平成31年厚生労働省告示第39号）
- 「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（平成31年2月22日付け健発0222第1号厚生労働省健康局長通知）

<概要> 敷地内禁煙となる対象施設及び施行の具体的内容等

施行日	政省令・告示事項
平成31年7月1日 施行に伴う内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内禁煙となる特定施設（第一種施設）の対象施設 ・ 特定屋外喫煙場所における必要な措置
平成32年4月1日 施行に伴う内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止基準 ・ 喫煙専用室標識等及び喫煙専用室設置施設等標識 ・ 適用除外の場所 ・ 喫煙目的施設の要件 ・ 指定たばこの指定（加熱式たばこ）

2 敷地内禁煙となる特定施設（第一種施設）（H31.7.1 一部施行）

（1）趣旨（参考資料3【基本的考え方2】）

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康被害が大きいことを考慮し、こうした方々が主に利用する施設や屋外について受動喫煙対策を徹底する。

（2）特定施設（第一種施設）

- 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの
- 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）

敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所の設置可）
※ 屋内喫煙所の設置不可

（3）特定施設（第1種施設）の対象施設

区分	具体例
学校、病院、児童福祉施設等	学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、専門高等学校（専ら大学院の用途に供する施設を除く）、専修学校、各種学校（20歳未満の者が主として利用するものに限る）等
	病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院、薬局、施術所、難病相談支援センター等
	児童福祉施設、保育所、認定こども園、母子健康包括支援センター等
国及び地方公共団体の行政機関の庁舎	

（4）特定屋外喫煙場所における必要な措置

- ① 喫煙をすることができる場所が区画されていること
- ② 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示
- ③ 施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること

3 喫煙専用室等について（H32.4.1 全面施行）

（1）趣旨（参考資料3【基本的考え方3】）

「望まない受動喫煙」なくすという観点から、施設の類型・場所ごとに禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、標識掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

（2）喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準

- ① 出入口において室外から室内へ流入する空気の気流が 0.2m毎秒以上であること
- ② たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
 - ・ 「壁、天井等」とは、建物に固定された壁、天井のほか、ガラス窓等も含むが、たばこの煙を通さない材質・構造のものをいうこと
 - ・ 「区画」とは、出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られていることをいい、たばこの煙が流出するような状態は認められないこと
- ③ たばこのけむりが屋外又は外部の場所に排気されていること

※ 上記の技術的基準に加え、施設の類型により、加熱式たばこの取扱いや屋内の全部又は一部の場所となるか等の取扱いが異なる。

（3）技術的基準に関する経過措置

施行の際に既に存在している建築物等であって、管理権原者の責めに帰することができない事由によって上記基準を満たすことが困難であるものに係る技術的基準については、一定の経過措置を設ける

（4）喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識等の掲示について

喫煙専用室等を設置する場合

- 喫煙専用室等の出入口及び第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に必要な事項を記載した標識をそれぞれ掲示しなければならない。
- 各標識に記載された必要な事項は、安易に識別できるように掲示しなければならない。

標識に必要な記載事項









- ① 喫煙専用室標識等※（喫煙専用室等の出入口に掲示）
 - ・喫煙（専ら喫煙もしくは指定たばこのみの喫煙を含む）をすることができる場所である旨
 - ・二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨
- ② 喫煙専用室設置施設等標識等※（施設の主たる出入口に掲示）
 - ・喫煙専用室等が設置されている旨

(5) 「禁煙」の表示について









法で認められる措置は、施設の類型に合わせた喫煙室出入口の標識（「専用喫煙室」、「指定たばこ専用喫煙室」、「喫煙目的室」及び「喫煙可能室」と喫煙室を設置している施設の主な出入口に各喫煙室を設置されている旨の施設標識を掲示することのみであり、「禁煙」についての表示義務はない。

4 喫煙室の類型について

	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室	喫煙目的室	喫煙可能室
設置可能な施設	第二種施設	第二種施設	喫煙目的施設	既存特定飲食提供施設
対象施設	飲食店、旅館・ホテル、その他サービス店舗など	飲食店、旅館・ホテル、その他サービス店舗など	シガーバー たばこ販売店 公衆喫煙所 など	既存の小規模飲食店
設置場所	屋内の一部	屋内の一部	屋内の全部又は一部	屋内の全部又は一部
必要な措置	たばこの煙の流出防止措置 標識の掲示 二十歳未満の者の立入制限			
紙巻きたばこ	○	×	○	○
加熱式たばこ	○	○	○	○
喫煙室内での喫煙以外の行為	×	○	○	○

NO	標識名	日本語表記	英語表記	韓国語表記	中国語表記	標識
1	喫煙専用室標識	喫煙専用室	Designated smoking room	흡연전용실	专用吸烟室	 喫煙専用室 Designated smoking room
2	喫煙専用室設置施設等標識	喫煙専用室あり	Designated smoking room available	흡연전용실 있음	有专用吸烟室	 喫煙専用室あり Designated smoking room available
3	指定たばこ専用喫煙室標識	加熱式たばこ専用喫煙室	Designated heated tobacco smoking room	가열식 담배 전용 흡연실	加熱式香烟专用吸烟区	 加熱式たばこ専用喫煙室 Designated heated tobacco smoking room
4	指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識	加熱式たばこ専用喫煙室あり	Designated heated tobacco smoking room available	가열식 담배 전용 흡연실 있음	有加熱式香烟专用吸烟区	 加熱式たばこ専用喫煙室あり Designated heated tobacco smoking room available
5	喫煙目的室標識 兼 喫煙目的室設置施設標識(公衆喫煙所)	公衆喫煙所	Public smoking area	공공 흡연구역	公共吸烟处	 公衆喫煙所 Public smoking area
6	喫煙目的室標識(喫煙を主目的とするバー、スナック等)	喫煙目的室	Smoking room	흡연실	吸烟室	 喫煙目的室 Smoking room
7	喫煙目的室設置施設標識(喫煙を主目的とするバー、スナック等)	喫煙目的室あり	Smoking room available	흡연실 있음	有吸烟室	 喫煙目的室あり Smoking room available
8	喫煙目的室標識 兼 喫煙目的室設置施設標識(喫煙を主目的とするバー、スナック等(全部の場合))	喫煙目的店	Smoking area	흡연구역	店内可以吸烟	 喫煙目的店 Smoking area

標識(日本語・英語・韓国語・中国語/表記一覧)

NO	標識名	日本語表記	英語表記	韓国語表記	中国語表記	標識
9	喫煙目的室標識 (たばこ販売店)	喫煙目的室	Smoking room	흡연실	吸烟室	 喫煙目的室 Smoking room
10	喫煙目的室設置施設標識(たばこ販売店)	喫煙目的室あり	Smoking room available	흡연실 있음	有吸烟室	 喫煙目的室あり Smoking room available
11	喫煙目的室標識 兼 喫煙目的室設置施設標識(たばこ販売店(全部の場合))	喫煙目的室	Smoking area	흡연구역	店内可以吸烟	 喫煙目的室 Smoking area
12	喫煙可能室標識	喫煙可能室	Smoking room	흡연실	吸烟区	 喫煙可能室 Smoking room
13	喫煙可能室設置施設標識	喫煙可能室あり	Smoking room available	흡연실 있음	有吸烟区	 喫煙可能室あり Smoking room available
14	喫煙可能室標識 兼 喫煙可能室設置施設標識(全部の場合)	喫煙可能店	Smoking area	흡연구역	店内可以吸烟	 喫煙可能店 Smoking area
15	特定屋外喫煙場所標識	喫煙場所	Smoking area	흡연구역	吸烟区	 喫煙場所 Smoking area
16	禁煙標識	禁煙	No Smoking	금연	禁止吸烟	 禁煙 No Smoking